

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会
新潟市中央区白山浦1-238-6
TEL/FAX
025-383-6335

第10回口頭弁論

3月5日、柏崎刈羽原発差止め訴訟第10回口頭弁論が新潟地裁で開かれ、原告・支援者など約60人が傍聴行動に参加しました。

原告の意見陳述

原告の意見陳述で高橋新一さんは「避難計画では事故発生時、5キロ圏内（DN1）

の住民が30キロ圏外への避難が完了するまで5キロから30キロ圏内（DN2）の住民は屋内で退避することになっている。しかし、DN2の住民もわれ先にと一斉に避難したら、たちまち交通渋滞になる。仮に運よく被ばくせず避難できたとしても故郷に戻れない。柏崎刈羽原発は廃炉しかない」と訴えました。

原告の高橋優一さんは「原発から9キロに住んでいる。中越沖地震が発生し、柏崎刈羽原発の火災と黒煙を見て震撼したが、日常生活を取り戻す中で、原発の共存も仕方ないと思うようになった。しかし、その4年後、福島第一原発に大地震が襲い、考えが一変した。原発事故は取り返しがつかない。10万年後の安全ではなく、たった今の安全を求めている」と語りました。

弁護団からの主張

今回の弁論で東電の代理人が初めて口頭で回答したことについて、

和田光弘弁護団長は報告集会で「東電代理人が棒読みをした原稿の事実確認をただけなのに、東電代理人はお互いに顔を見あわせ、あたふたしている。本当に代理人が準備した書面なのか疑わしい。今後、東電に口頭で回答してもらうように進めていく」と述べました。

その他、基準地震動の策定に関する基本的事項を説明した上で、東電による基準地震動の策定に問題があること、福島原発の炉心溶融事故は前から指摘されていた大津波への対策を東電が怠り発生したことなどが陳述されました。

次回弁論は7月9日。



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進



裁判前集會に参加する原告と市民の会サポーター

会員拡大に向け

東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会のサポーターは、現在、1583名となりました。目標の2千名まで、あともう少しです。

市民の会は、これまでで脱原発弁護団のブログを中心に、情報発信してきましたが、この度ホームページを新設することにしました。これまでの訴状やニュース等をホームページで整理して発信していきます。ホームページが開設されましたら会員拡大に向けて、ご活用をお願いします。(7月中旬に開設予定)。



映画「日本と原発」上映

河合弘之弁護士が監督をした映画「日本と原発」が8月2日、柏崎市と新潟市で上映されます。上映とあわせ柏崎市で河合弘之弁護士、新潟市で海渡雄一弁護士が講演します。詳細が決まりしだい、インターネットで情報発信していきます。詳細お問い合わせは事務局まで。

第11回口頭弁論期日のご案内

日時：2015年7月9日(木)午後3時～ 場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名(ふりがな)、住所、連絡先(電話、FAX、メールアドレス)、原告/サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メール m-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2015年6月30日(火)午後5時(厳守)

(2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。
- ・入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。
- (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見
- ・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。場所はいずれも弁護士会館2階会議室予定。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。
午後2時～ 裁判前集会(弁護団から裁判の概略をご説明します)
午後4時15分頃～(裁判終了後) 報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので、上記にて応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思っております。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお祈りいたします。